

恵庭市まちづくり基本条例庁内推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 恵庭市まちづくり基本条例（平成25年条例第30号。以下「基本条例」という。）の推進を図るため、恵庭市まちづくり基本条例庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本条例の推進に関する事項
- (2) 基本条例の運用状況に関する事項
- (3) 基本条例の見直しに関する事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、部長職をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を統括し、その会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。